

生駒市地域生活支援事業実施要綱（一部抜粋）

目次

第6章 意思疎通支援事業（第19条—第44条）

第7章 点字・声の広報等発行事業（第45条—第51条）

第8章 奉仕員養成研修事業（第52条—第54条）

第6章 意思疎通支援事業

（意思疎通支援事業の目的）

第19条 市長は、聴覚、言語機能、音声機能、失語、知的、発達及び高次脳機能の障がい、重度の身体の障害並びに難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者等」という。）に対し、手話通訳等の方法により聴覚障がい者等とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣及び設置を行うことにより意思疎通の円滑化を図るため、意思疎通支援事業を実施する。

（意思疎通支援事業の内容）

第20条 意思疎通支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 手話通訳者等派遣事業（以下「派遣事業」という。）
- (2) 手話通訳者等設置事業（以下「設置事業」という。）
- (3) 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業（以下「支援事業」という。）

（派遣事業の内容）

第21条 派遣事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 聴覚障がい者等の意志疎通の確保に関すること。
- (2) 聴覚障がい者等への情報提供に関すること。
- (3) 聴覚障がい者等の相談並びに関係機関等との連携及び調整に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

（派遣対象）

第22条 派遣事業における対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する聴覚障がい者等
- (2) 本市に住所を有する者で、聴覚障がい者等との意思疎通を必要とするもの
- (3) 本市に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体で、聴覚障がい者等との意思疎通を必要とするもの
- (4) 公共性のある講演会等の催しを行う公共団体等

（手話通訳者等）

第23条 派遣事業における手話通訳者等の要件は、次のとおりとする。

- (1) 手話技術を習得している者で、障がい者福祉に理解と熱意を有する者のうちから社会福祉法人生駒市社会福祉協議会に手話通訳者として登録されたもの

- (2) 要約筆記を習得している者で、障がい者福祉に理解と熱意を有する者のうちから社会福祉法人生駒市社会福祉協議会に要約筆記者として登録されたもの
(派遣事業の業務)

第24条 市長は、次に掲げる聴覚障がい者等の社会生活上必要不可欠な活動（政治的又は宗教的活動を除く。）で、意思疎通が必要な場合に手話通訳者等を派遣するものとする。

- (1) 医療機関、保健機関等における受診、相談等
- (2) 保育園、幼稚園、小学校、中学校等における行事、相談等
- (3) 労働における相談等
- (4) 福祉関係団体等の会議、会合等
- (5) 公的機関等における手続、相談、行事等
- (6) その他市長が適当と認める活動

(派遣事業の申請)

第25条 手話通訳者等の派遣を希望する者（以下この章において「申請者」という。）は、原則として派遣を希望する7日前までに手話通訳者・要約筆記者派遣申請書（様式第1号）により申請するものによる。

- 2 申請者は、身体状況の急変等の理由により市長に申請書の提出によって派遣事業の派遣申請をするいとまがない場合、口頭等による派遣申請をすることができる。この場合において、申請者は、派遣事業の利用開始後速やかに市長に申請書を提出するものとする。

(派遣の決定)

第26条 市長は、前条の規定により申請を受けた場合は、その内容を審査し、派遣を決定したときは、手話通訳者・要約筆記者派遣決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、聴覚障がい者等の講演会参加状況等により、必要がある場合は、派遣内容に条件を付することができる。

- 2 前項の規定により派遣決定を行う手話通訳者等の派遣人数は、原則1人とする。ただし、講演会等催しにおいて、複数の派遣が必要であると市長が認める場合は、この限りでない。

- 3 前条第2項の規定により派遣申請があった場合の通知方法について、第1項の規定にかかわらず、市長は、口頭等で行うことができる。

(派遣費用等)

第27条 手話通訳者等の派遣に伴う派遣事業における対象に係る費用は、無料とする。ただし、手話通訳者等の派遣に係る交通費は、別に定める。また、派遣した手話通訳者等の行事の出席に係る負担金等については、申請者の負担とする。

(派遣の日時)

第28条 市長は、次に掲げる日を除いた日の午前9時から午後5時までの時間に手話

通訳者等を派遣するものとする。ただし、緊急時等の市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる休日を除く。）
- （派遣の場所）

第29条 手話通訳者等の派遣の場所は、派遣事由を適正に対応できる場所とする。

（手話通訳者等の義務等）

第30条 手話通訳者等は、その業務を行うに当たっては、聴覚障がい者等の個人の人格を尊重し、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

2 手話通訳者等は、その活動内容について、手話通訳・要約筆記活動報告書（様式第3号）を派遣後速やかに市長に報告するものとする。

（設置事業の内容）

第31条 福祉行政の推進に理解と熱意を有する者のうち、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者全国统一試験に合格しているもの若しくは社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳技能認定試験に合格しているもの又はこれらのものと同等の技能を有すると市長が認めるものを、市の専任手話通訳者として設置するものとする。

（専任手話通訳者の業務）

第32条 専任手話通訳者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 聴覚障がい者等の意思疎通の確保に関すること。
- (2) 聴覚障がい者等への情報提供に関すること。
- (3) 聴覚障がい者等の相談並びに関係機関等との連携及び調整に関すること。
- (4) その他福祉行政を推進するために市長が必要と認めること。

（支援事業の内容）

第33条 意思の疎通が困難な知的若しくは発達の障がいのある者又は重度の身体障がい者等その他の障がい者等が医療機関に入院した場合に、円滑な診療行為を行うことができるよう、当該障がい者等との意思の疎通に熟練した者を派遣し、医療従事者等との意思疎通を支援する。

（支援事業の対象者）

第34条 支援事業の対象者（以下この章において「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、障がい特性及び個々の状況等を勘案した結果、コミュニケーションの支援がなければ医療従事者との意思疎通が困難であると市長が認めるものとする。

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、共同生活援助又は

重度障害者等包括支援について法第19条第1項に規定する本市の支給決定を受けている18歳以上の者

(2) 法第20条第2項の規定による調査において、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1認定調査項目の部6の款認知機能の項中コミュニケーションの項目による調査結果が日常生活に支障がない以外である者又は同項中説明の理解の項目による調査結果が理解できる以外である者又はこれらと同等の状態にある者であり、かつ障害支援区分3以上のもの

(3) 単身の世帯に属する者又はこれに準ずる世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者については、支援対象者としてすることができる。

（支援事業の業務）

第35条 支援事業による支援は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者のうち市長が適当と認めた事業者（以下「支援事業者」という。）の従事者で、支援対象者の入院前の生活において障害福祉サービスを提供し、かつ、支援対象者とのコミュニケーションに熟知しているもの（以下「支援員」という。）により行うものとする。

2 支援事業による支援は、診療報酬の対象となる支援は対象としない。

3 支援事業の対象とする期間は、原則として1回の入院につき入院日から起算して60日以内とする。支援の量（以下「支給量」という。）は、1日当たり10時間以内とし、1回の入院につき15日間を限度とする。

（利用の申請）

第36条 医療機関への入院が決定し、又は予定される支援対象者で、支援事業の利用を希望するものは、当該医療機関に利用の承諾を受けた上で、速やかに重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業利用申請書（様式第4号）により市長に申請するものとする。

（支給の決定）

第37条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を精査し、利用の可否及び利用期間を決定し、その旨を重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業利用決定（却下）通知書（様式第5号。以下この章において「決定通知書」という。）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（利用の手続）

第38条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下この章において「利用者」という。）は、決定通知書により支援事業者と利用契約を締結しなければならない。

（利用決定の取消し）

第39条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の決

定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が支援決定者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により支援事業を利用したとき。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときには、重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業利用決定取消通知書（様式第6号）により利用者に通知しなければならない。

（調査等）

第40条 市長は、支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用者及び支援事業者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は本市の職員に質問させることができる。

（事業に要する費用）

第41条 市長は、別表第1に定める費用から次項及び第3項に規定する利用者が負担する額（以下この章において「利用者負担額」という。）を控除して支援事業者に支払うものとする。

- 2 利用者負担額は、別表第1の規定に基づき算定した費用の1割とする。
- 3 利用者がうけた支援に係る利用者負担額の1月の合計額が、別表第2に定める利用者の世帯の収入状況区分に応じた利用者負担上限額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該利用者負担上限額とする。
- 4 派遣に係る交通費（実費）は、第2項及び前項の規定にかかわらず利用者の負担とする。

（領収書の交付）

第42条 支援事業者は、前条の規定により利用者からその負担額の支払を受けたときは、当該利用者に対し、領収書を交付しなければならない。

（費用の請求及び支払）

第43条 支援事業者は、第41条第1項に規定する額の支払を受けようとするときは、次に掲げる書類を支援の提供が終了した日以後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業費請求書（様式第7号）
- (2) 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業費実績管理票（様式第8号）

2 市長は、支援事業者から前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、当該請求のあった日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。

（不正利得の返還）

第44条 市長は、偽りその他の不正な手段により費用の支給を受けた者があるときは、当該支給額の全部又は一部を返還させることができる。

第7章 点字・声の広報等発行事業

（点字・声の広報等発行事業の目的）

第45条 市長は、本市に住所を有する文字による情報の入手が困難な障がい者等に本市の広報等を点訳した冊子及び本市の広報を録音したCD-ROM等（以下「点字・声の広報等」という。）を提供することにより、障がい者等の社会参加及び自立更生の一助を図ることを目的として、点字・声の広報等発行事業等を実施する。

（点字・声の広報等発行事業の対象者）

第46条 点字・声の広報等発行事業の対象者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級の視覚障害を有するもの又は身体障害者手帳の交付を受けていない高齢者等で、点字・声の広報等の提供が必要なものとする。

（点字・声の広報等の利用申請）

第47条 点字・声の広報等を利用しようとする者は、点字・声の広報等利用申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（点字・声の広報等の利用決定等）

第48条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、適当であると認めるときは、点字・声の広報等利用決定通知書（様式第10号）を当該申請をした者に送付するとともに、利用決定を受けた者（以下この章において「利用者」という。）に点字・声の広報等を郵送するものとする。

（点字・声の広報等の利用決定の変更等に係る届出）

第49条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 前条の規定により利用決定された内容に変更が生じたとき。
- (2) 利用者が死亡し、又は市外へ転出したとき。
- (3) 利用者が一時的に利用の停止を希望するとき。

（利用料）

第50条 この事業の利用料は、無料とする。

（点字・声の広報等の利用制限）

第51条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、点字・声の広報等の利用を取り消すことができる。

- (1) 対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

第8章 奉仕員養成研修事業

（奉仕員養成研修事業の目的）

第52条 市長は、聴覚障がい者等又視覚障がい者等との交流活動の促進並びに本市における広報活動の支援者の養成を図るため、奉仕員養成研修事業を実施する。

(奉仕員養成研修事業の内容)

第53条 奉仕員養成研修事業は、次に掲げる奉仕員について、講習会の開催により実施する。

- (1) 手話奉仕員
- (2) 点訳奉仕員
- (3) 音訳奉仕員

(奉仕員の登録)

第54条 養成研修を修了した者について、本人の承諾を得て、奉仕員としての登録を行うものとする。